

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	システム標準化に係る選挙人情報管理システム等事前移行検証業務		
発 注 課	選挙管理委員会事務局選挙課		
選 定 事 業 者	株式会社 日立製作所北海道支社		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、基幹20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行を行う必要があり、本市の選挙人名簿管理業務については、当該事業者が提供する標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めているところである。 本業務は、現行システムから当該事業者が提供する標準準拠システムへのデータ移行にあたり発生が想定される課題の抽出と対応策の検討を行うものである。 以上より、本業務を履行できるのは、現行システムの開発業者であり、また、標準準拠システムの提供を予定している当該事業者を除いて他にないことから、当該事業者を特定した随意契約といたしたい。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和6年12月26日		